



MODEL United Nations

A/C.2/74/DR. 2

United Nations

配布: 一般

2019 年 12 月 27 日

General Assembly

言語: 日本語

国連総会

Agenda item: 食料安全保障

Sponsor: Argentina, Bahamas, Bhutan, Brazil, Cambodia, Canada, Chad, China, DPR Korea, DR Congo, Germany, Greece, Iceland, India, Indonesia, Iran, Iraq, Jamaica, Kazakhstan, Luxembourg, Mexico, New Zealand, Panama, Peru, Republic of Korea, Saint Kitts and Nevis, Singapore, South Africa, State of Palestine, Sudan, Syria, Tanzania, Thailand, Ukraine, United Kingdom, Venezuela, Vietnam, Yemen

国連総会は、

Sustainable Development Goals (SDGs)の二つ目のターゲットである” Zero Hunger” を 2030 年までに達成しなければならないことを強調し、

食料安全保障が十分でない国で飢餓により苦しむ人たちが大勢いることを認識し、

食料安全保障は供給可能性、入手可能性、栄養性、安定性によって成り立つことに留意し、

穀物に対しエネルギーの損失量が多い食肉の消費量が急増している現状を懸念し、

食肉消費の権利は個人の自由であり、侵害されてはならないことを認識し、

特にアフリカ諸国、発展途上国などで食料供給が安定していない事実を不安に思い、

Food and Agricultural Organization (FAO), World Food Program(WFP), International Fund for Agricultural Development(IFAD), Flexible Multi-Partner Mechanism(FMM)などの食料安全保障に関する機関、支援プロジェクトの取り組みのさらなる発展を期待し、

アフリカ諸国で、先進国の多国籍企業による土地の一方的な売却が発生し、それにより食料不足が起きている事実を認め、

第一世代バイオ燃料の各国のエネルギー供給の構成に占める割合が増加傾向にあり、食料供給と競合

している現状を認め、

今後さらなる水資源が必要となりそのために持続可能な農業を行うことが必要であることを強調し、

European Union (EU)のCommon Agricultural Policy(CAP)が食料の供給、価格を安定させ、世界の模範となる共通市場であることを確信し、

世界全体で余剰農産物を抱える加盟国が数多く存在していることを認め、

1997年の時点で栄養失調状態にある5歳以下の子供のうち78%は食料過剰の状態にある発展途上国で発生しているという重大な事実を認識し、

近年及び過去の飢餓を見ても食料自体の不足が原因ではないことから効率的かつ公正な食料分配システムの整備が必要不可欠であることを信じ、

アグリメジャーや食料投機による食料価格の高騰を撲滅する必要があることを認識し、

また、世界中の人類のために作られる食品の約3分の1にあたる食料が食品廃棄により失われていることを懸念し、

食料自給率の向上と食料分配における一極集中の緩和が安定した食料供給と価格につながることを確信し、

1. FAOに国連加盟国に対して以下のことを要求する：
 - a. 2030年までの食肉消費抑制のための周知活動の推進、
 - b. 発展途上国などに対する技術支援などの取り組みの促進、
2. 加盟国に国連食糧農業機関（FAO）、世界食糧計画（WFP）、国際農業開発基金（IFAD）に加盟することで国際社会に深刻な栄養や食料不足の問題を解決してもらい国民の生活を保証することを強く推奨し；
3. 要援助国が援助からの脱却をするための段階的な持続可能性のある措置を行うよう要請し；
4. 先進国や包括的アフリカ農業開発プログラム（CAADP）などの投資プログラムの計画や実施に関するガイ

ダンスを提供するプログラムの重要度ももたらせる結果を認め、支援プログラムのさらなる推進を行うことを強く要請し；

5. 各国の食料需給や飢餓状況、そして生産状況を加味した上で、必要に応じてバイオ燃料生産を規制して食用穀物の生産へ転換しながらの第二世代バイオ燃料の開発と研究を推奨し；
6. Internal Renewable Water Resources (IRWR)、または特定の地域内のみの水資源料の確保のため、以下のことを強く要請する；
 - a. 先進国や IFAD による世界各国での水の汲み上げ、灌漑施設充実化のための技術、金銭的支援、
 - b. 水資源の枯渇を防止するための各国の水資源管理、
7. 水資源が少ないまたは汚染されているなどと乏しい、また国内で十分に供給されていない国に対して発展国が以下のような支援をすることを奨励する：
 - a. 水資源が少ない場合、川などからの灌漑施設を整備し、水路を作るための技術支援を受ける、
 - b. 海水淡水化の施設を先進国に金銭的面で補助してもらいその施設によって取られる廃塩水の中に含まれる希少元素を補助してくれた先進国に送ることを見返りとする、
 - c. 海外からの小規模または大規模な灌漑スキームの援助、
 - d. 泥やバクテリアなどによって汚染された水を浄化するための薬の提供、
 - e. 節水のシステムの普及を行うための技術援助、
8. 先進国及び食料自給率が高く技術者などを派遣する余裕のある国々が発展途上国などの貧しい農村など貧困や飢餓に苦しむ国々に以下のような援助を行うことを要求する：
 - a. 農業や畜産を効率よく安全に安定的に行うためや作物においての技術的援助、
 - b. 最低限の生活が送れるような食料を得られるための輸入物や効率よく農業を行うための大型機械を使用するための経済的援助、
 - c. 機械を発展国から寄付してもらいそれを修理するための技術的支援およびノウハウの共有
 - d. 現地の人々の 3 割は農業技術を他国の技術者から教えてもらうために雇用する、
 - e. 食肉および穀物の生産を効率化するために、飼料用穀物などの品種改良や農地拡大をはじめとした、必要に応じて企業と連携した農業技術の研究を推奨し、
9. 加盟国に他国から輸入する食肉や穀物などの食料に頼りすぎることにならないように、できるだけ自国で自調自考して食料を生産して国民へ供給することで発展途上国にての食糧の需要に見合うよう供給のバランスをとることを要請し；
10. 食料を輸入したりまたは自国で生産したりしたときに食料が一部に集中した上で食料不足と食料放棄が同時発生することを防ぐために食料配分を考慮し、適切に食料が行き届くように以下の対策を促す：
 - a. 食料が新鮮かつ安全な状態で人々の需要に応えるためにインフラ整備を先進国や IFAD が行い国

内の高速道路や鉄道網を発展させる、

- b. 食料を地方各地でも生産して生産効率をあげる、

11. 国連食糧農業機関（FAO）やWFPが各国の食物保有ラインなどを把握し、加盟国が保有量を報告することで、余剰生産を食料不足国に分配することを要請し、
12. 国連の下に、第三者機関を設置し、以下のことを行うことを求める：
 - a. 農業に関する技術、経済支援を行う
 - b. 情報を効率的に、より多く把握するために、各地域に拠点を置き、情報収集に努める
 - c. 資金をもらった場合、その資金の用途や利用手段などを詳しく明記したものを提出する
 - d. 支援を受けなくとも持続可能かつ効率的な食糧生産を行えるようになるためのノウハウの受け渡しや技術支援
 - e. Phase3 以上の飢餓により命が脅かされており危機的状況に置かれている人々に対する、短期的な食料提供
 - f. 限られた耕地面積でも単収がより効果的に増加できるような、穀物の品種改良などの研究
 - g. 食料保存の技術の提供
13. 第三者機関において、各国が交渉によって資金を提供することを奨励し；
14. 食料安全保障においての国の飢餓の状況についての早期警戒システム、およびそのようなシステムの信頼性と適時性は、特に価格高騰と食料不足に脆弱な国に焦点を当てて、国内、地域、および国際レベルでさらに強化されるべきであることを強調し；
15. 農作物の取引参考価格をその時の需給や市場相場を把握した上でFAOが決定し、各国がその価格を参考にして取引を行い食料価格の安定を図ることを要請し；
16. 飢餓の早期的な解決のためには先進国が発展途上国に対して支援を行うことが早急かつフェアであるが、支援をされた国の食料価格が常に低く抑えられてしまい、農民の生産意欲を奪ってしまう危険性があるので最終的には貿易による穀物のやり取りを行うことが最善であると宣言し；
17. 土地売買を行った場合、土地を買った国からの農作物などの利益の一部還元を行うことを奨励する。